

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題**です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め**、②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和5年4月1日に施行されました。

これまで**地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいく**ため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む**幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合ってください**。

なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成したものであり、これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取り組みを進めてくださって結構**です。

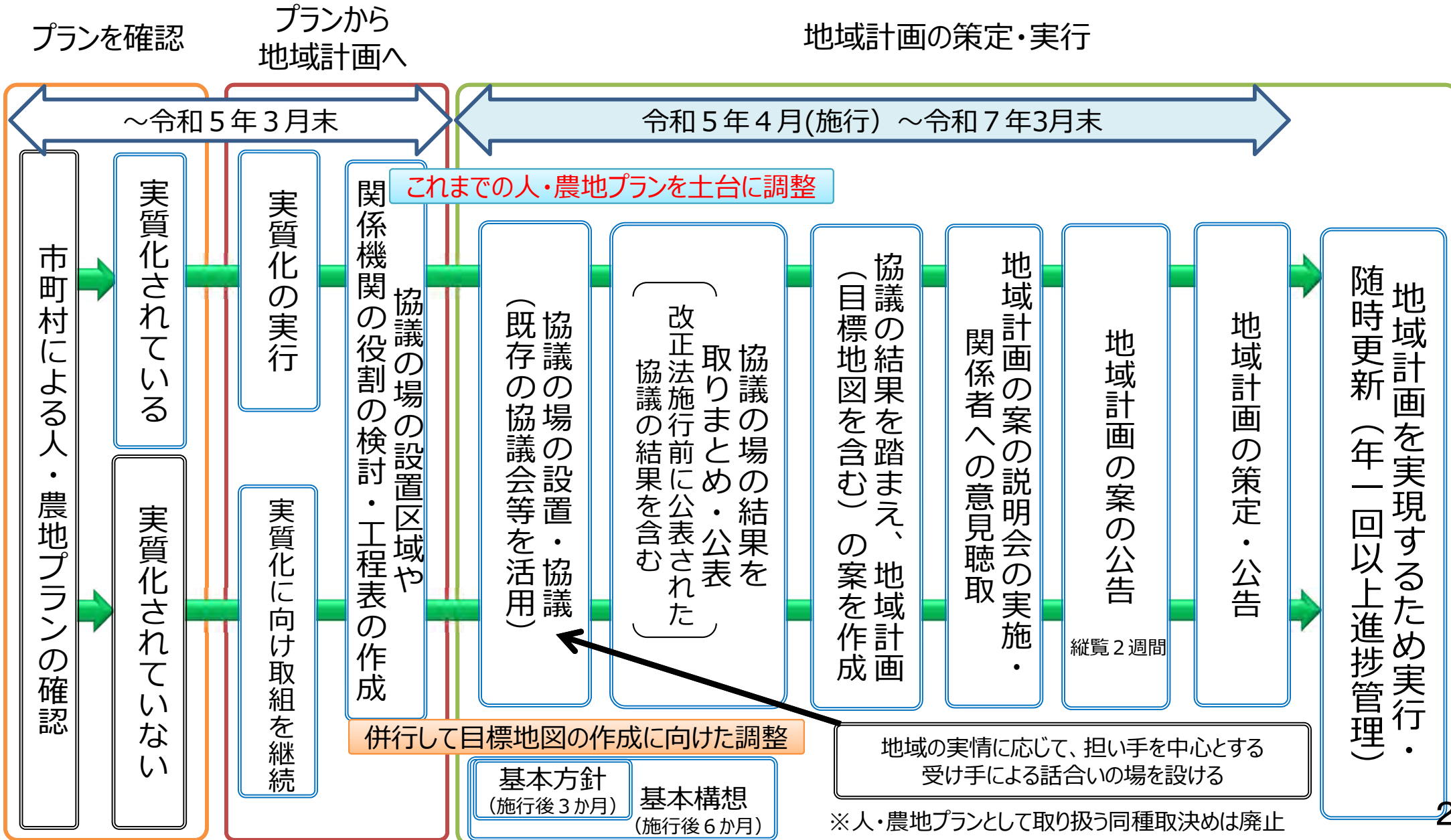
人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地域計画
(地域農業の将来の在り方 + 目標地図)

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。



協議の場の設置に向けた調整

＜協議の場の設置に向けた調整＞

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話し合いの場」を基本に、**地域農業の将来の在り方を検討**するため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

市町村は、中心となる関係機関と次のページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、**農業の担い手や多様な経営体、農業支援サービス事業者**（※1）、さらには、**隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織**（※2）にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話し合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。



協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけましょう。
また、協議の開催日時や場所をホームページや広報誌、町内放送等により周知しましょう。

【幅広い関係者の例】

- ・ 集落の代表者：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- ・ 認定農業者等の担い手：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- ・ 農地所有者の代表者：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- ・ 若年者や女性：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- ・ 隣の集落の担い手：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 新規就農者：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 農業法人・企業：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 畜産農家：飼料の供給や堆肥の供給などに関する意見



（※1）農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者

（※2）農業法人協会・認定農業者協議会・全国稲作経営者会議・JA青年組織・4Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会 など

地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順を進めていきましょう。

地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**よう
に進めていくことが重要です。

市町村

農業委員会

① 協議の結果を踏まえ、**市町村で具体的な地域計画の案を作成**します。

② タブレット等で収集した出し手・受け手の意向を基に、農地の集団化の範囲を落とし込み、**目標地図の素案を作成・提出**します。

③ 地域計画の案を作成し、**関係者から意見を聴取**します。

意見聴取後に、関係者への説明会を開催することが地域の方向性を共有する上で重要です。

受け手がない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。


- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討
- ② JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討
- ③ 新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討
- ④ 省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放牧を検討

④ **地域計画の案の公告**（2週間の縦覧）

なお、受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこともありえます。策定後随時調整しながら更新してください。

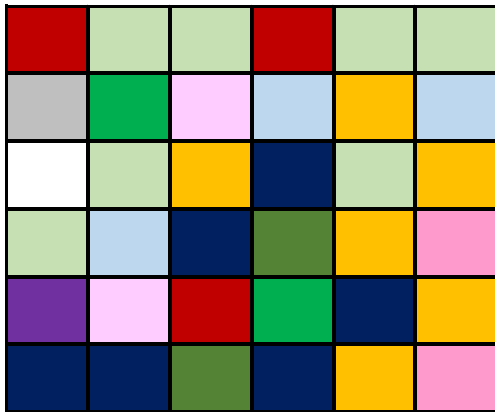
⑤ **地域計画の公告**
（都道府県、農業委員会、農地バンクへ写し送付）

目標地図の作成手順①

- 農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。
 - 素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話し合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進め**ましょう。
 - 調整に当たっては、「**目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと**」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。
-  あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。エリア設定に当たっては自然災害などのリスクにも配慮しましょう。

<現況地図から素案作成へ>

農業委員会は、実質化した人・農地プランの現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向けた調整**をできる限り行いましょう。（実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況地図を作成しましょう。）



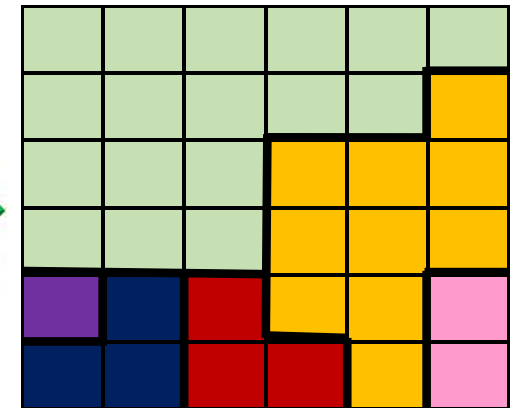
<目標地図> (当初)

- 受け手がない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。
- ①**多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討**
 - ②**JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討**
 - ③**新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討**
 - ④**省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放牧を検討**

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図に印しつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこと**もありえます。策定後**随時調整しながら更新**してください。

<目標地図> (将来)

農業者の意向等を踏まえ話し合いを重ね、随時変更しながら**徐々に完成度を高めて**いきましょう。



農地の受け手が見つからない、または不足している地域は、地域計画に新規就農者等の受入方法や目標地図には受入できるエリアなどを明記して、地域外の受け手が確認できるようにしましょう。

目標地図作成の先行事例【A地区】秋田県B町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	40.6ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	7.7ha
中心経営体数	7経営体（認農5、集1、到達1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

当地区は集落営農により水稻を栽培しているが、今後は高齢化により農地集積は加速することが予想されるため、経営基盤の強化や人材確保が課題となる。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 当地区の水田利用については、新たに法人を設立し水稻部門を集積・集約化させるとともに、地域内の中心経営体と共存を図っていく。
- 地域集積協力金を活用して集落内の農業生産基盤の強化を図りたい。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 貸付け等の意向が確認された農地は 177筆 302,754㎡
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 当地区はJAの西瓜及び花き等の青果物の生産拠点となっていることから、経営転換を進め引き続き産地の維持・拡大を図っていく。

2. 作成経緯

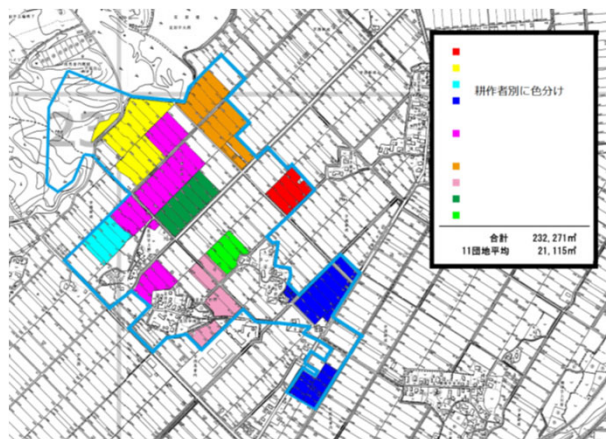
当初作成年次 令和4年2月

3. 目標地図の作成プロセス

- 後継者不足や集落営農に行き詰まりを感じ、3人程度で法人設立を模索していたところ、町から人・農地プラン実質化の説明があり、水稻部門で集落型の法人化を決断。
- 令和2年度より、町の「人・農地プラン実質化支援事業」を活用し、話し合い組織を設立。農地中間管理機構を活用した集積・集約化についての説明会を町へ依頼。
- 説明会后、地区内の農家全員に後継者の有無や法人への参画についてアンケートを実施。
- 役員会を何度も重ね、法人の設立や運営方法を協議した内容について、農家に説明し地区内の合意形成を行う。
- 最終的に法人へ預ける農地の意向調査を実施し、集積計画地図を作成。
- 令和4年1月に「農事組合法人B」を設立し、3月に農地バンクとの契約会を実施。
- 今後は、乾燥調製施設を整備し、法人での作業完結と持続的な農業経営を実践したい。

4. 目標地図

【現況地図】



【目標地図】

